

# 高校生等対象出前講座のご案内

若者の消費者トラブルの拡大が予想されます

令和4(2022)年4月～  
18歳で成年になる!

民法改正により、令和4年(2022)年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。成年になると、保護者等の同意を得なくてもローンを組むなどの契約ができるようになります。

現在は18歳、19歳の未成年者が親の同意を得ずに行った契約は、取り消すことができますが(未成年者取消権の適用)、令和4年4月以降は18歳、19歳であってもこの取消権の適用対象外となります。

このため、**成年になったばかりの若者(18歳、19歳)を標的にした消費者トラブルが拡大**することが心配されています。

そこで、群馬県金融広報委員会では、高校生等を対象に、契約の重要性やトラブルにあった時の対処法などについて、金融広報アドバイザーによる出前講座を実施します。

講座内容、時間等は、ご要望に応じて対応しますのでご相談ください。

## 《家庭科や公民科等の授業で活用》

「家庭基礎」「家庭総合」「現代社会」等の授業における外部講師として

- 契約の意味とその重要性
- ネットショッピングの問題点
- 若者に多い消費者トラブルの事例
- SDGsとエシカル消費 など

## 《LHRや学年集会等で活用》

成年を前にした1、2年生や卒業を控えた3年生等のLHRや学年集会等の外部講師として

- 未成年者取消権がなくなるとどうなるか
- 若者を狙った悪質商法
- お金と将来設計 など

|        |   |
|--------|---|
| ① 対象   | 高校 特別支援学校 大学 専門学校などの若年層ほか<br>PTAや教職員の研修会などでも開催いたします。                              |
| ② 講師   | ・群馬県金融広報委員会が派遣する金融広報アドバイザー<br>・群馬県消費生活課職員と連携も可能です。                                |
| ③ 時間   | 30分～(土日、夕方以降も対応いたします)。  |
| ④ 費用   | 講師派遣に係る費用は無料です。   |
| ⑤ 会場   | 各学校へお伺いします。(群馬県内)   |
| ⑥ 申込方法 | 裏面の申込用紙に必要事項を記入の上、下記申込先までFAXまたは郵便で送付してください。群馬県金融広報委員会HPでも申込も可能です。                 |
| ⑦ その他  | ・開催希望日の1か月前までにお申し込みください。<br>(日程の調整をお願いする場合があります。)<br>・資料の印刷、機材の準備などをお願いする場合があります。 |

【申込み・お問い合わせ先】群馬県金融広報委員会(群馬県生活こども部消費生活課内)

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 昭和庁舎1階

電話:027-226-2273/FAX:027-223-8100 <http://gunma-kinkoui.com/>